

審査基準

平成19年7月20日作成

法令名 : 質屋営業法
根拠条項 : 第8条第2項 (第4条の第2項の規定による届出の場合に限る。)
処分の概要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 三重県公安委員会
法令の定め : 質屋営業法第4条第2項 (営業内容の変更の届出) 質屋営業法施行規則第1条 (申請及び届出の一般的手続) 第12条 (許可証の書換えの申請)
審査基準 : 基準は法令の定めによる
標準処理期間 : 14日
申請先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問い合わせ先 : 生活安全部生活安全企画課 (電話 059-222-0110) 又は警察署生活安全課
備考 :